

第148期 定時株主総会招集ご通知

自 2015年4月1日 至 2016年3月31日

日 時

2016年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場 所

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

株主の皆さまへ	1
招集ご通知	2
(ご参考) 議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	6

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬限度額の変更及び業績連動型株式報酬等の決定の件

(添付書類)

事業報告	19
連結計算書類	33
計算書類	36

企業理念

～ グローバルに信頼される **K** ～

海運業を母体とする総合物流企業グループとして、人々の豊かな暮らしに貢献します。

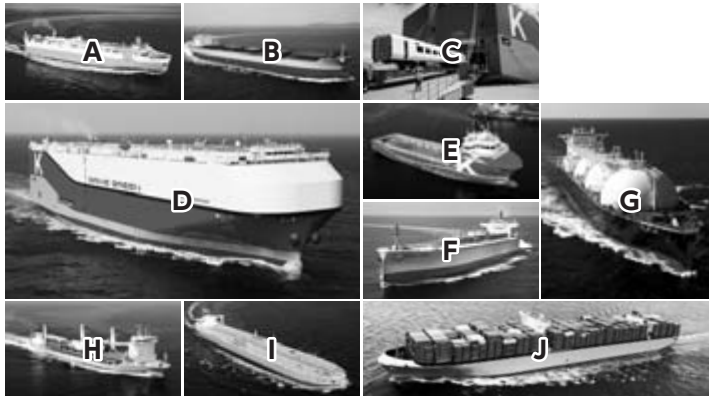
私たちは、どのような場合においても自らの存在理由を認識して事業活動を行ってまいります。

ビジョン

“K” LINEグループが目指す姿

- ◆ 安全で最適なサービス提供 - 社会への貢献
- ◆ 公正な事業活動 - 社会からの信頼
- ◆ 変革への飽くなきチャレンジ - 新たな価値の創造
- ◆ 人間性の尊重 - 個性と多様性を尊重する企業風土

私たちは、ビジョンに掲げた姿を追い求め、次の高みに向けて更に進んでまいります。



<表紙船舶のご紹介>

A	内航船	ほっかいどう丸
B	ドライバルク船	CORONA TRITON
C	自動車船	HAWAIIAN HIGHWAY
D	自動車船	DRIVE GREEN HIGHWAY
E	オフショア支援船	KL BREVIKFJORD
F	LPG船	GALAXY RIVER
G	LNG船	BISHU MARU (尾州丸)
H	重量物船	REGINE
I	油槽船	SAKURAGAWA
J	コンテナ船	MILLAU BRIDGE

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を四捨五入しており、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。また、外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。事業報告をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）においては、年初より新たな中期経営計画に取り組んでまいりましたが、昨年末より事業環境の構造的変化が顕著になりました。世界の資源需要を呑みこんで来た中国経済が曲がり角を迎え、資源安に伴う新興国の変調、激動する中東情勢、難民問題等に直面するEUなど、事業に大きな影響を与える変動が起きており、世界経済全体が収縮し需要が停滞するなか、特にドライバルク、コンテナ船事業において、船舶の供給過剰による厳しい事業環境に直面しております。

このような環境のなか、当社グループの当期業績は、営業利益・経常利益ともに黒字を確保したものの、ドライバルク事業部門の構造改革に伴う特別損失等により、当期純損失は約515億円となりました。各事業セグメントの状況については、20ページから23ページに記載のとおりです。

当社はこのような事業環境の構造的変化を受け、今般、中期経営計画の見直しを行ない、従来から取り組んでいる「財務体質強化による『安定性』の確保」に加えて、「構造改革による『競争力』の確保」を新たに加え『 Value for our Next Century - Action for Future - 』として当社の次の100年に向けた企業価値（ Value）の向上に取り組んでいくことといたしました。

具体的には、変動が激しい市況に直面する事業分野への対処として、ドライバルク事業は中長期契約を持たない中・小型船隊の規模縮小と高コスト船の処分による競争力の強化、コンテナ船事業は最新省エネ大型新造船隊を活用したコスト競争力の強化と当社の強みを活かした東西航路への更なる集中、関連会社事業は関係会社の事業を見直し、それぞれの分野へ適正な経営資源の配分を行うことにより、当面の荒波を乗り越え、今後の事業環境の構造的変化を見定めたいと考えます。

なお、昨年発表の中期経営計画で掲げましたコーポレートガバナンスの整備・強化、ステークホルダーとの対話と協働などの重要テーマへの取組みについての変更はございません。

配当につきましては、当社は、中期経営計画の下、持続的成長のための設備投資等への充当や、企業体質の充実・強化のために必要な内部留保の確保等を勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を最大化することを重要課題として位置づけています。当期の期末配当として1株当たり2.5円（中間配当と合わせた年間配当は5.0円）を株主総会に提案させていただくことといたしました。

なお、次期の配当につきましては、更なる構造改革を実施することにより親会社株主に帰属する当期純損失を見込むため、現時点では未定とさせていただきます。

2016年度も引き続き厳しい事業環境を予想しますが、この難局を乗り切るべくグループ一丸となって、株主の皆さまからのご期待に対し真摯な姿勢を持って取り組み、更なる企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2016年6月

代表取締役社長 村上 英三



(証券コード：9107)

2016年6月2日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式会社

代表取締役社長 村上英三

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第148期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2016年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2016年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2.場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール（飯野ビルディング4階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3.目的事項

- 報告事項**
1. 第148期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬限度額の変更及び業績連動型株式報酬等の決定の件

以 上

インターネットによる開示について

本招集ご通知は当社ウェブサイトに掲載しております。

- 第148期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、下記の項目につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

「主要な事業内容」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」

「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」「連結注記表」「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類及び上記のウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類です。

- 第148期定時株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものいたします。

(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（6頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による
議決権行使


同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。
また、第148期定時株主総会招集
ご通知（本書）をご持参ください。

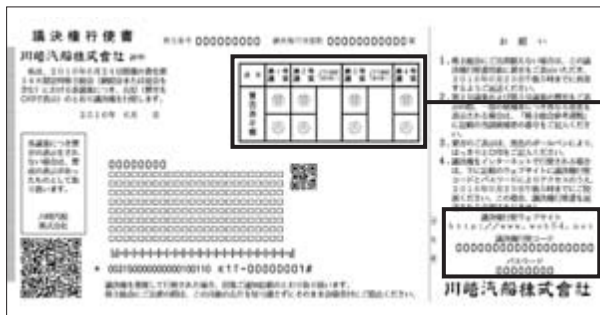
B 書面による議決権行使


同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
2016年6月23日(木曜日)午後5時
までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

C インターネットによる
議決権行使


当社の指定する議決権行使ウェブ
サイト(<http://www.web54.net>)
にアクセスしていただき、2016年6
月23日(木曜日)午後5時までに
ご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の
番号をご記入ください。

→ インターネットによる議決権行使に必要な、
議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

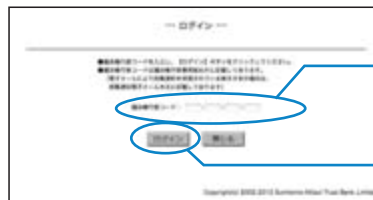
議決権行使サイト <http://www.web54.net>



クリック

2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



① 入力

② クリック

これでログインが完了です。
以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

- ※ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。
- ※ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に於けるのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

本サイトでの議決権行使に関する
パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※ 機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中期経営計画「 Value for our Next Century」の下、持続的成長のための設備投資等への充当や、企業体質の充実・強化のために必要な内部留保の確保等を勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を最大化することを重要課題として位置づけています。当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する 事項及びその総額

当社普通株式1株につき2.5円

総額 2,343,687,358円

なお、中間配当金として2.5円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は、1株につき5円になります。

3 剰余金の配当が 効力を生ずる日

2016年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	取締役会へ の出席状況
1	あさ くら じ ろう 朝 倉 次 郎 再任	取締役会長	100% (14回／14回)
2	むら かみ えい ぞう 村 上 英 三 再任	代表取締役社長、社長執行役員 (CEO(チーフエグゼクティブオフィサー))	100% (14回／14回)
3	すず き とし ゆき 鈴 木 俊 幸 再任	代表取締役、専務執行役員 (コンテナ船・自動車船・港湾事業ユニット統括)	100% (14回／14回)
4	あお き ひろ みち 青 木 宏 道 再任	代表取締役、専務執行役員 (ドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括)	100% (14回／14回)
5	やま うち つよし 山 内 剛 再任	代表取締役、専務執行役員 (コーポレートユニット統括、内部監査担当補佐、CCO(チーフコンプライアンスオフィサー))	100% (14回／14回)
6	みょう ちん ゆき かず 明 珍 幸 一 新任	常務執行役員 (人事、IR・広報、経営企画、調査担当)	—
7	やぶ なか み と じ 数 中 三十二 再任 社外	取締役	86% (12回／14回)
8	おか べ あきら 岡 部 聡 新任 社外	—	—
9	た なか せい いち 田 中 誠 一 新任 社外	—	—

候補者番号

1

あさ くら じ ろう
朝 倉 次 郎

(1950年7月31日生)

再任

- 当社における地位、担当
取締役会長

●略歴

1974年 4月 当社入社
2000年 7月 当社不定期船舶鉄鋼原料グループ部長
2001年 4月 当社鉄鋼原料グループ長
2005年 6月 当社取締役、鉄鋼原料グループ長委嘱
2006年 6月 当社執行役員、鉄鋼原料グループ長委嘱

2007年 4月 当社常務執行役員
2009年 4月 当社専務執行役員
2009年 6月 当社代表取締役、専務執行役員
2011年 4月 当社代表取締役、副社長執行役員
2011年 5月 当社代表取締役社長、社長執行役員
2015年 4月 当社代表取締役会長
2015年 6月 当社取締役会長（現職）

<選任理由>

朝倉次郎氏は、2005年6月に当社取締役、2011年5月に当社代表取締役社長、2015年4月に当社代表取締役会長、同年6月に当社取締役会長にそれぞれ就任しております。リーマンショック、東日本大震災後の厳しい事業環境のなか、前中期経営計画「“K” Line Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定、推進し、安定収益体制の構築、財務体質の改善に貢献しました。また、コーポレートガバナンスをはじめとする豊富な知見と経験を有しており、同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であると判断することから、取締役として選任をお願いするものです。



○所有する当社の株式の数
107,000株

○取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

候補者番号

2

むら かみ えい ぞう
村 上 英 三

(1953年2月23日生)

再任

- 当社における地位、担当
代表取締役社長

社長執行役員（CEO（チーフエグゼクティブオフィサー））

●略歴

1975年 4月 当社入社
2004年 7月 当社コンテナ船事業グループ長
2005年 6月 当社取締役、コンテナ船事業グループ長委嘱

2006年 6月 当社執行役員
2007年 4月 当社常務執行役員
2009年 4月 当社専務執行役員
2009年 6月 当社代表取締役、専務執行役員
2014年 4月 当社代表取締役、副社長執行役員
2015年 4月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現職）

<選任理由>

村上英三氏は、2005年6月に当社取締役に就任、2015年4月から当社代表取締役社長に就任しております。厳しい事業環境のなか、海運業を母体とする総合物流企業として、当社の持続的成長のための基盤を確実なものとして発展させるべく、常に高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮してきました。同氏がこれまで多岐にわたる分野で培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、今後も当社グループの経営において必要不可欠であると判断することから、取締役として選任をお願いするものです。



○所有する当社の株式の数
136,000株

○取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

候補者番号

3

すず き とし ゆき
鈴 木 俊 幸

(1959年2月22日生)

再任

●当社における地位、担当

代表取締役

専務執行役員(コンテナ船・自動車船・港湾事業ユニット統括)

●略歴

1981年 4 月 当社入社
 2006年 4 月 当社コンテナ船事業グループ長
 2008年 4 月 当社執行役員
 2011年 4 月 当社常務執行役員
 2011年 6 月 当社取締役、常務執行役員
 2014年 4 月 当社取締役、専務執行役員
 2015年 4 月 当社代表取締役、専務執行役員(現職)

○所有する当社の株式の数
113,000株○取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

<選任理由>

鈴木俊幸氏は、主に当社のコンテナ船事業部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はコンテナ船・自動車船・港湾事業ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しています。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

あお き ひろ みち
青 木 宏 道

(1959年2月27日生)

再任

●当社における地位、担当

代表取締役

専務執行役員(ドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括)

2008年 7 月 当社執行役員
 2010年 7 月 当社執行役員、エネルギー資源輸送事業開発グループ長委嘱
 2011年 4 月 当社常務執行役員
 2014年 4 月 当社専務執行役員
 2014年 6 月 当社取締役、専務執行役員
 2015年 4 月 当社代表取締役、専務執行役員(現職)

●略歴

1981年 4 月 当社入社
 2003年 4 月 当社LNGグループ長
 2008年 4 月 当社執行役員、LNGグループ長委嘱

○所有する当社の株式の数
108,000株○取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

<選任理由>

青木宏道氏は、主に当社の自動車船、エネルギー資源輸送部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はドライバルク・エネルギー資源輸送事業ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しています。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

やま うち
山 内

つよし
剛

(1957年8月15日生)

再任

●当社における地位、担当

代表取締役

専務執行役員(コーポレートユニット統括、内部監査担

当補佐、CCO(チーフコンプライアンスオフィサー))

●略歴

1981年4月 当社入社

2006年6月 当社経営企画グループ長

2009年4月 当社執行役員

2009年6月 当社取締役、執行役員

2011年4月 当社取締役(2011年6月退任)
太洋日本汽船株式会社 常務取締役
(2013年3月退任)

2013年4月 当社常務執行役員

2013年6月 当社取締役、常務執行役員

2014年4月 当社取締役、専務執行役員

2015年4月 当社代表取締役、専務執行役員(現職)



○所有する当社の株式の数
40,000株

○取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

<選任理由>

山内剛氏は、主に当社の経営企画部門をはじめとする管理部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はコーポレートユニット統括執行役員及びチーフコンプライアンスオフィサーとして経営戦略を適切に遂行しています。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

みょう ちん ゆき かず
明 珍 幸 一

(1961年3月27日生)

新任

●当社における地位、担当

常務執行役員(人事、IR・広報、経営企画、調査担当)

●略歴

1984年4月 当社入社

2010年1月 当社コンテナ船事業グループ長

2011年4月 当社執行役員

2016年4月 当社常務執行役員(現職)



○所有する当社の株式の数
49,000株

○取締役会への出席状況
—

<選任理由>

明珍幸一氏は、コンテナ船事業部門、経営企画、IR・広報等の幅広い業務実績と豊富な職務経験を有しており、現在も人事、IR・広報、経営企画、調査担当執行役員としてリーダーシップを発揮しています。同氏の能力・経験等は当社の取締役会の意思決定及び監督機能の向上に寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

やぶ 中 三十二
数 中 三十二

(1948年1月23日生)

再任

社外



- | | | | |
|--|---------------------|-----------|---|
| ●当社における地位、担当
取締役 | 1996年 7 月 | 同省総括審議官 | |
| ●重要な兼職の状況
株式会社野村総合研究所顧問、立命館大学特別招聘教授、大阪大学特任教授、三菱電機株式会社社外取締役、株式会社小松製作所社外取締役、高砂熱学工業株式会社社外取締役 | 1997年 8 月 | 同省アジア局審議官 | |
| ●略歴 | 1998年10月 | 在シカゴ総領事 | |
| 1969年 4 月 | 外務省入省 | 2002年12月 | 外務省アジア大洋州局長 |
| 1986年 8 月 | 同省経済局国際機関第二課長 | 2005年 1 月 | 同省外務審議官（経済） |
| 1987年11月 | 同省北米局北米二課長 | 2007年 1 月 | 同省外務審議官（政務） |
| 1990年 9 月 | 国際戦略問題研究所（IIS）主任研究員 | 2008年 1 月 | 同省事務次官 |
| 1991年 9 月 | 在ジュネーブ代表部 | 2010年 8 月 | 同省顧問（2016年 3 月退任） |
| 1994年 4 月 | 外務省大臣官房総務課長 | 2010年10月 | 株式会社野村総合研究所顧問（現職）
立命館大学特別招聘教授（現職） |
| | | 2011年 6 月 | 当社社外取締役（現職） |
| | | 2012年 4 月 | 大阪大学特任教授（現職） |
| | | 2012年 6 月 | 三菱電機株式会社社外取締役（現職） |
| | | 2014年 6 月 | 株式会社小松製作所社外取締役（現職）
高砂熱学工業株式会社社外取締役（現職） |

○所有する当社の株式の数
8,000株

○取締役会への出席状況
86%（12回／14回）

<選任理由>

社外取締役候補者数中三十二氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知見を当社の経営に生かすため、2011年6月から当社社外取締役として選任されております。取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年再任された場合には引き続き独立役員として指定する予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号

8

おか
岡 部

あきら
聰

(1947年9月17日生)

新任

社外



●当社における地位、担当

—

●重要な兼職の状況

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問

●略歴

1971年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社入社
2000年 1 月 トヨタ自動車株式会社オセアニア・中近東本部オセアニア・中近東営業部部长
2001年 6 月 同社取締役 オセアニア・中近東本部本部長
2003年 6 月 同社常務役員 オセアニア・中近東本部本部長
2005年 6 月 同社専務取締役 豪亜中近東本部本部長
2009年 6 月 同社専務取締役 豪亜本部本部長兼中ア中本部本部長
2010年 6 月 同社専務取締役 豪亜本部本部長兼中ア中本部本部長
2011年 4 月 同社専務取締役 中ア中本部Private Distributor Relations担当
2011年 6 月 同社エグゼクティブアドバイザー (2012年3月退任)
2012年 4 月 東海東京証券株式会社取締役副会長
2015年 4 月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問 (現職)

○所有する当社の株式の数
10,000株

○取締役会への出席状況
—

<選任理由>

社外取締役候補者岡部聡氏は、トヨタ自動車株式会社で40年余りにわたりアジアを中心とした新興国での新規事業を数多く成功に導き、その後同社及び証券会社役員として会社経営に長年携わっております。これらの経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、2015年7月から当社の業務顧問として当社に種々のアドバイスを行っており、当社から報酬を受けていますが、その額は月額10万円であり、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（14頁をご参照ください。）の範囲内です。同氏は、当社の定める独立性に関する基準のその他の条件も満たしており、取締役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

候補者番号

9

た な か せい いち
田 中 誠 一

(1953年1月12日生)

新任

社外



● 当社における地位、担当

—

● 重要な兼職の状況

三井物産株式会社顧問

● 略歴

1977年 4 月 三井物産株式会社入社

2002年 2 月 同社船舶海洋部長

2005年 4 月 同社機械・情報総括部長

2006年 4 月 同社執行役員人事総務部長

2008年 4 月 同社常務執行役員 CPO※1 兼アジア・
大洋州三井物産Director2008年 6 月 同社代表取締役常務執行役員 CPO兼
アジア・大洋州三井物産Director2008年10月 同社代表取締役専務執行役員 CPO兼
アジア・大洋州三井物産Director2009年 4 月 同社代表取締役専務執行役員 CIO※2
兼CPO2010年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員 CIO兼
CPO

2011年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員

2014年 4 月 同社取締役

2014年 6 月 同社顧問（現職）

○所有する当社の株式の数
0株○取締役会への出席状況
—

※1：CPO（チーフプライバシーオフィサー）、※2：CIO（チーフインフォメーションオフィサー）

<選任理由>

社外取締役候補者田中誠一氏は、大学で船舶工学修士課程を修めた後、三井物産株式会社に入社、長く船舶海洋部門の業務に携わり、2006年以降は船舶海洋部門を離れ、2008年から2014年までは同社代表取締役として会社経営に携わった経験を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、取締役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

注) 1. 数中三十二氏、岡部聰氏及び田中誠一氏は社外取締役候補者であります。

2. 取締役候補者数中三十二氏は、株式会社小松製作所の社外取締役を兼職しており、当社は同社と業務上の取引がありますが、取引高は当社連結売上高の1%未満です。また、取締役候補者田中誠一氏は、三井物産株式会社顧問を兼職しており、当社は同社と業務上の取引がありますが、取引高は当社連結売上高の1%未満です。いずれも、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しております。他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 数中三十二氏が社外取締役に就任している高砂熱学工業株式会社は、2014年11月に北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関して、東京地方裁判所において罰金支払の判決を受け、2015年1月に国土交通省から営業停止処分を受けました。本件は同氏が取締役就任前に発生した事実ですが、就任後は法令遵守の観点から意見を述べるとともに、当該事件に関する事実の確認及び原因の究明並びに再発防止についての提言等を行っております。

4. 数中三十二氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

5. 当社は数中三十二氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに岡部聰氏及び田中誠一氏の両氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。

取締役（業務執行取締役等である者を除く）として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。

6. 田中誠一氏は、2016年6月30日をもって三井物産株式会社の顧問を退任する予定です。

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりです。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- 一 最近10年間に於いて、当社の業務執行取締役、使用人となつたことがある者。
- 二 最近3年間に於いて、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であつたことがある者。
なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であつたことがある者。
なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 四 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であつたことがある者。
- 五 最近3年間に於いて川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間に於いて川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 六 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間に於いて当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であつた者。
- 七 上記各号に該当する者の二親等内の親族。

以 上

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 渡邊文夫氏及び重田晴生氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

し が こず え
志 賀 こず江

(1948年11月23日生)

新任

社外



●当社における地位

—

●重要な兼職の状況

弁護士、株式会社新生銀行社外監査役、
リコーリース株式会社社外取締役

2005年6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役
(2007年6月退任)

2005年10月 白石綜合法律事務所パートナー（現職）

2007年3月 FXプライム株式会社社外監査役（2012
年11月退任）

2007年4月 特種東海ホールディングス（現特種東海
製紙）株式会社社外監査役（2015年6
月退任）

2009年9月 株式会社東横イン社外取締役（現職）

2010年6月 株式会社新生銀行社外監査役（現職）

2015年6月 特種東海製紙株式会社社外取締役（現職）

リコーリース株式会社社外取締役（現職）

○所有する当社の株式の数
0株

○取締役会への出席状況

—

○監査役会への出席状況

—

●略歴

1967年11月 日本航空株式会社入社

1993年4月 検事任官

1998年4月 第一東京弁護士会登録

1999年8月 志賀法律事務所開設

2002年6月 サン綜合法律事務所開設（パートナー）
(2005年9月退任)

2004年6月 日本興亜損害保険株式会社社外監査役
(2012年6月退任)

<選任理由>

社外監査役候補者志賀こず江氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、複数の上場企業の社外取締役、社外監査役としての経験を有しており、当社社外監査役として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただけるものと判断しており、社外監査役として選任をお願いするものです。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。同氏はこれまで当社との関係は一切なく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、監査役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

候補者番号

2

に へい はる さと
二 瓶 晴 郷

(1957年8月30日生)

新任



●当社における地位	2011年4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員	
—	2012年4月	同行常務執行役員営業店担当役員	
●重要な兼職の状況	2013年4月	同行常務執行役員営業店担当役員兼株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員	○所有する当社の株式の数 0株
—			
●略歴			
1980年4月	株式会社第一勧業銀行入行	2013年7月	株式会社みずほ銀行常務執行役員営業担当役員
2006年3月	株式会社みずほコーポレート銀行台北支店長	2014年4月	みずほ総合研究所株式会社取締役副社長
2008年4月	同行執行役員台北支店長	2016年4月	同社顧問（現職）
2009年4月	同行執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長		
2010年4月	同行常務執行役員営業担当役員		

<選任理由>

監査役候補者二瓶晴郷氏は、株式会社みずほ銀行において国際業務を含め幅広い経験を積み、2008年以降は執行役員として会社経営にも携わっており、財務・会計に関する適切な知見を有しております。

同氏は会社法上の社外監査役の要件を満たしておりますが、当社のメインバンク出身であることから、社外監査役候補者としては提案いたしておりません。債権者であるメインバンクの出身者を監査役に迎えることについては、一般株主と利害を異にする局面が生じる可能性もありますが、かかる知見を生かした案件の多角的検討及び厳格な監査対応が期待できることから、当社は、企業価値の向上をもたらし一般株主の利益にもつながるものと考え、監査役として同氏の選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

- 注) 1. 志賀こず江氏は、社外監査役候補者であります。
2. 志賀こず江氏が社外監査役を務める株式会社新生銀行は、2014年10月30日に、池袋労働基準監督署から、時間外労働に対する割増賃金の支払などについては是正勧告及び指導を受けました。同氏は、日頃から取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発生後は、労働基準法その他法令の遵守体制の一層の強化を求めるなど、必要な対応を行いました。
3. 当社は本議案が原案どおり承認された場合は、志賀こず江氏及び二瓶晴郷氏の両氏と会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金100万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
4. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 志賀こず江氏は、2016年6月24日開催予定の特種東海製紙株式会社定時株主総会終結の時をもって同社の社外取締役を退任する予定です。また、二瓶晴郷氏は、2016年6月23日をもってみずほ総合研究所株式会社の顧問を退任する予定です。

第4号議案

取締役の報酬限度額の変更及び業績連動型株式報酬等の決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（業務執行取締役に限る。）及び執行役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、取締役の金銭報酬の限度額を減額したうえで業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであり、当社としては、本制度の導入は相当であるものと考えております。

当社の取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の定時株主総会の決議により、月額60百万円（年額換算720百万円）以内とされてきました。本議案では、その報酬限度額を年額120百万円減額して年額600百万円以内としたうえで、当該限度額とは別枠で、取締役（業務執行取締役に限る。）に対して本制度による株式報酬を支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会に一任いただきたく存じます。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は、従来どおり取締役に対する報酬額に含まれないものとしたしく存じます。取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られますと、9名（うち社外取締役3名）となります。

現時点において、本制度の対象となる取締役は6名であり、第2号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容

（1）本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役（業務執行取締役に限る。）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）とします。

（2）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

（3）当社が本信託に拠出する金額の上限及び当社株式の取得方法

当社は、2017年3月末日で終了する事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制

度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、1,300百万円（うち、取締役分480百万円）を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として1,300百万円（うち、取締役分480百万円）を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の交付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式等の金額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、2016年4月27日の終値243円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役等への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額（1,300百万円）を原資に取得する株式数は、約535万株となります。

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初の対象期間につきましては、株式市場を通じて取得するものとします。

（4）取締役等に交付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役等の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標の達成度等を勘案して計算される数のポイントを取締役に付与します。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、170万ポイント（当社普通株式170万株相当、うち取締役分62万ポイント、当社普通株式62万株相当）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（5）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆さまによる承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（5）取締役等に対する交付時期

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭の交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)における世界経済は、一部に弱さが見られたものの、全体としては緩やかに回復しました。米国では個人消費や住宅投資の増加を背景に景気が堅調に回復を続けるなか、3月に開催された連邦準備制度理事会では政策金利の誘導目標水準を0.25%から0.50%の範囲で据え置くことが決定されました。欧州においてはギリシャ財政危機の課題が残るなか、新たに直面している難民問題などにより一部で弱さが見られたものの、欧州中央銀行による追加金融緩和に伴うユーロ安が進展し、景気は緩やかに回復しました。一方、過剰投資の削減、余剰設備の調整が進む中国経済は消費が堅調に増加したものの減速が鮮明化し、原油をはじめとする資源価格の大幅な下落はアジア新興国の景気にも影響を与え、ロシアやブラジルなどの資源国の経済も悪化しました。

日本経済は、雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復基調を続けましたが、日本銀行のマイナス金利付き量的・質的金融緩

和の導入により、ドル円為替相場は一時的に円安方向に推移したものの、その後は円高方向に推移し、日経平均株価も乱高下を続け不安定な動きを見せました。

海運業を取りまく事業環境は、燃料油価格の下落が進むなか、油槽船では原油価格下落に伴う備蓄及び輸送需要の拡大による市況の好転が見られたものの、コンテナ船では荷動きが低成長に留まり、新造大型船の相次ぐ就航と相まって船腹需給のギャップが広がり、運賃市況は低迷しました。ドライバルク船においても船腹過剰に中国の景気減速などを背景とする需要の減退が重なり、市況は過去最低の水準で推移しました。当社グループでは、配船効率化などの収支改善策への取り組み、運航コストの削減に努めましたが、前期比で業績は悪化しました。

以上の結果、当期の連結売上高は1兆2,439億32百万円(前期比1,084億88百万円の減少)、営業利益は94億27百万円(前期比385億60百万円の減少)、経常利益は33億38百万円(前期比456億42百万円の減少)、親会社株主に帰属する当期純損失は第4四半期連

結会計期間に事業を取りまく環境が構造的な変化に直面するなか、ドライバルク事業部門において当社グループが運航する中・小型船を中心に船隊規模の縮小を一段と加速させ、市況へのエクスポージャーを低減するため構造改革を実施し、保有船の処分及び傭船の早期解約、減損損失等の特別損失等を計上した

セグメント毎の業績概況は次のとおりです。

コンテナ船セグメント

売上高 6,149億円 (前期比9.2%減)

経常損益 100億円の損失 (前期は206億円の利益)

売上高構成比

49.4%

【コンテナ船事業】

当期の積高は、北米航路では米国経済が底堅く推移したこともあり往復航全体で前期比約2%の増加となったものの、その他の航路では欧州経済の不透明感や中国経済の減速、また資源安により需要が低迷し、減便や合理化を進めたこともあり欧州航路では約13%、アジア航路、南北航路でもそれぞれ約15%、約7%の減少となり、当社グループ全体の積高は前期比約5%の減少となりました。

ことにより、514億99百万円(前期は268億18百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。なお、当期の平均為替レートは、120.78円/US\$ (前期比11.59円/US\$の円安)、燃料油価格はUS\$294.57/MT※ (前期比US\$245.94/MT安) となりました。

※MT:メトリックトン (1メトリックトンは1,000キログラム)

運賃市況は、北米航路では第3四半期以降は需給バランスの悪化による下落が顕著となったほか、欧州及び南北航路でも低迷が続いたため、当社平均運賃も全航路で前期を下回る結果となりました。14,000TEU型新造大型船5隻の竣工による競争力強化と同時に、需要減少に対応した欧州航路でのスペースの削減・減便や南北・アジア航路の合理化、空コンテナ回送費削減をはじめとする各種コスト削減にも引き続き取り組

みましたが、前期比で減収となり損失を計上しました。

【物流事業】

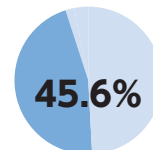
内陸輸送及び倉庫業をはじめとする物流事業において、国内物流は陸送事業などに

おいて堅調に推移しました。国際物流は、北米西岸の港湾混雑の解消及び中国経済減速の影響から日本を含むアジア発航空輸出貨物の取扱量が減少し、物流事業全体の業績は前期比で減収減益となりました。

不定期専用船セグメント

売上高	5,676億円	(前期比5.5%減)
経常損益	247億円の利益	(前期比32.5%減)

売上高構成比



【ドライバルク事業】

大型船においては、中国の鉄鋼需要停滞に伴い鉄鉱石輸入量が頭打ちとなるなか、冬季の荷動き増加の影響もほとんど見られず、市況は過去最低の水準で推移しました。中・小型船においても、中国向け石炭輸送が低迷したことや、南米出し穀物積みでの滞船緩和などを要因として船腹需給バランスが崩れ、市況は低迷しました。当社グループでは支配船処分によるフリー船の縮減を進めるとともに、運航コストの削減、効率的配船による収支の改善に努めましたが、長引くドライバルク市況低迷の影

響を受けて前期比で減収となり、損失を計上しました。

【自動車船事業】

当期の完成車荷動きは、中国経済の減速を背景に欧州・北米出しのアジア向け貨物や、アジア出し中南米・アフリカなど資源国向け貨物が伸び悩み、ロシア経済の低迷により欧州域内の荷動きも減少した結果、大西洋域内貨物や、北米向け日本出し貨物などの増量が下支えしたものの、当社グループの総輸送台数は前期比で微減となりました。当社グループでは配船及び運航効率

の改善に継続的に取り組みましたが、前期比で減収減益となりました。

【エネルギー資源輸送事業（液化天然ガス輸送船事業・油槽船事業）】

LNG船、大型原油船、LPG船は、中長期の期間傭船契約のもとで順調に稼働しました。また、油槽船事業全般において、市況は当期を通じて好調に推移しました。エネルギー資源輸送事業全体では、前期比で増収増益となりました。

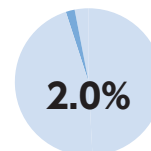
【近海・内航事業】

近海船事業においては、市況は低水準で推移したものの、前期並みの輸送量を確保しました。内航船においては、不定期船輸送では専用船を中心に安定した稼働を維持し、定期船輸送では、大型船投入による営業展開により、前期を上回る輸送量となりました。近海・内航事業全体では、燃料油価格の下落に伴う燃料調整金等の減少の影響などがあり、前期比では減収増益となりました。

海洋資源開発及び重量物船セグメント

売上高	247億円	（前期比30.2%減）
経常損益	66億円の損失	（前期は57億円の損失）

売上高構成比



【海洋資源開発事業（エネルギー関連開発事業・オフショア支援船事業）】

ドリルシップ（海洋掘削船）は順調に稼働し、長期安定収益の確保に貢献しましたが、オフショア支援船事業においては、原油価格低迷に起因する海洋開発停滞により軟調な市況の影響を受けました。海洋資源開発事業全体では、前期比で減収となりましたが、オフショア支援船事業の海外子会

社における外貨建て債務の為替評価損が縮小したこともあり、損失は縮小しました。

【重量物船事業】

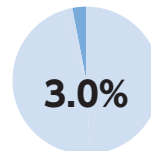
重量物船事業においては、大型船によるオフショアプロジェクト関連の輸送・作業の減少及び全船型における市況の低迷により、前期比で減収となり損失が拡大しました。

その他

売上高 368億円 (前期比5.7%減)

経常損益 18億円の利益 (前期比39.6%減)

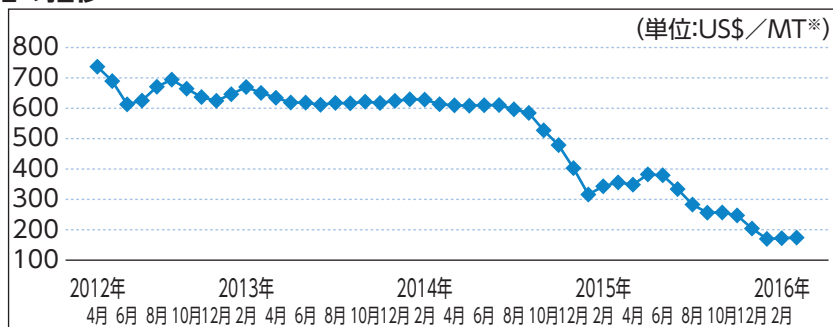
売上高構成比



その他には、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等が含まれており、当期の業績は前期比で減収減益となりました。

【ご参考】

<燃料油価格の推移>



※MT：メトリックトン（1メトリックトンは1,000キログラム）

<為替レートの推移>



(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 145 期 2013年 3 月期	第 146 期 2014年 3 月期	第 147 期 2015年 3 月期	第 148 期(当期) 2016年 3 月期
(百万円) 売 上 高	1,134,771	1,224,126	1,352,421	1,243,932
(百万円) 経 常 利 益	28,589	32,454	48,980	3,338
(百万円) 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	10,669	16,642	26,818	△51,499
(円) 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	12.07	17.75	28.60	△54.95
(百万円) 総 資 産	1,180,433	1,254,741	1,223,328	1,115,223
(百万円) 純 資 産	361,975	410,688	467,440	379,913
(円) 1 株 当 たり 純 資 産	363.18	414.66	471.10	379.18

(注) 各年度別の概況は次のとおりです。

第145期：2011年度の親会社株主に帰属する当期純損失計上を受け、「2012年度経常損益の黒字化」、「安定収益体制の構築」、「財務体質の強化」の3つを最重要課題とする新中期経営計画「“K” LINE Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定し、収支改善に取り組みました。その結果、前期比増収、黒字転換を達成しました。

第146期：米国、欧州経済が緩やかに回復する一方、一部新興国の経済成長に鈍化が見られ、不安定な事業環境が続く状況下、コスト削減などの取組みに加え、燃料油価格高騰の沈静化による収支改善効果や円高傾向の是正による増収効果も寄与し、業績は前期比増収増益となりました。

第147期：米国経済の回復基調や、ウクライナやギリシャ等一部不安定要素もありましたが欧州経済の緩やかな回復、中国の成長ペースに鈍化がある一方で新興国でも経済成長の持ち直しが見られました。世界経済の回復基調のなか、ドライバルク市況低迷等があるも、コンテナ船事業、油槽船事業における市況回復とコスト削減効果により前期比増収増益となりました。

第148期：前記「(1) 事業の経過及びその成果」(19頁から23頁まで)に記載のとおりです。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で1,165億92百万円の設備投資を実施しました。

コンテナ船セグメント、不定期専用船セグメント、海洋資源開発及び重量物船セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ311億68百万円、828億51百万円及び32百万円の設備投資を実施しました。

上記のほか、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等において25億39百万円の投資を実施しました。

一方、船舶を中心に910億75百万円の固定資産売却を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当社は2015年8月に、国内普通社債（無担保）を総額100億円発行しました。

また、2015年9月には各300億円の新規劣後特約付ローンの借入及び既存劣後特約付ローンの期限前弁済を行いました。

その他、当社グループは所要資金を金融機関からの借入により調達しました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2015年3月に2020年3月期を目標とする中期経営計画を発表しましたが、昨年後半から急速に鮮明化している中国及び新興国を中心とする世界経済の成長鈍化、欧州における難民問題など地政学的リスクの高まりに伴う不透明感の増大を背景とした需要低成長懸念と、船腹供給圧力の継続という事業環境の構造的変化を踏まえて、2016年4月に中期経営計画を見直し、新たな中期経営計画「 Value for our Next Century - Action for Future -」を策定しました。

この中期経営計画では以下の3つの重要テーマを掲げて、持続的成長と企業価値向上に

向け取り組んでまいります。各テーマの詳細は次のとおりです。

①財務体質強化による「安定性」の確保と構造改革による「競争力」の確保

中国の経済成長鈍化と構造改革の行方、資源価格低迷による新興・発展途上国の経済停滞、財政危機を抱える中での欧州における難民問題など地政学的リスクによる経済への影響など世界経済の先行き不透明感が強まるなか、物流輸送需要の低成長化・新造船供給過剰による船腹需給バランス回復の長期化が懸念されます。このような事業環境の下、当社は当面、「安定性」と「競争力」の確保を最重要課題として取り組み、具体的に以下の対応をとってまいります。

- ・ドライバルク事業（特に中・小型船エクスポージャー削減）を中心とした事業構造改革の実施
- ・安定収益事業（自動車船・LNG船・油槽船・ドライバルク長期契約船・物流）の更なる安定的拡充
- ・コンテナ船事業の競争力確保（新造省エネ大型船・更なる東西航路への集中）の一層の計画推進による安定収益化
- ・関係会社を含む事業全体の構造改革による資産効率性の向上

②「安定性」を基盤とした「成長性」の強化

上記のように、当面中期的な物流需要は緩慢な成長になる可能性があります。長期的には人口増加やエネルギー需要の拡大を背景として、継続的に成長するものと考えます。当社グループは、まず「安定性」と「競争力」の確保を基盤としたうえで、リスクを低減した事業ポートフォリオの実現を通じて、安定性と成長性の

バランスを重視した事業経営を行ってまいります。

具体的には、ドライバルク事業の構造改革を中心に2015年度から2019年度の5年間の投資計画を総額2,300億円とします。そのうち、成長に向けた戦略的投資として、収益性と安定性を重視したうえで中長期契約に基づくLNG船・油槽船船隊の拡大、アジア地域等でのターミナルを含む物流需要の取込みに合計950億円、ボラティリティへの耐性を高める安定収益体制拡充への投資として、14,000TEU型大型コンテナ船(2018年度までで合計10隻竣工)、7,500台積み自動車船(2017年度までに10隻竣工)などに合計1,050億円とする計画としています。

③ステークホルダーとの対話と協働(持続的成長と企業価値向上に向けて)

当社グループは、ステークホルダーとの対話と協働による持続的成長と企業価値の向上を重要な経営方針として掲げており、以下の取組みを進めています。

・企業の社会的責任(CSR)遂行によるステークホルダーとの協働

CSR基本方針として、「事業活動の影響に対する配慮」、「新たな価値の創出」を定め、特に安全運航・環境保全・人材育成に取り組む方針としています。

CSR推進組織としては、社会・環境委員会とその下部組織として環境専門委員会・CSR専門委員会を設け、グループ全体の取組みを進めるとともに、主体的な情報開示・発信を強化していくこととしています。

環境保全については、2015年3月に当社グループの2050年に向けた環境保全への長期指針「“K” LINE 環境ビジョン2050『青い海を明日へつなぐ』」を定めました。これは、人々の豊かな暮らしを支える基幹産業としての責務を果たすために当社グループが目指すべき方向性を多角的な視点から特定したものです。

・コーポレートガバナンスの強化

新たに定めた企業理念・ビジョンへの取組みを確実にし、持続的成長と企業価値向上に向けて、グループ内統治体制を含む、コーポレートガバナンスの強化を進めてまいります。リスクマネジメントでは、危機管理委員会とその下部組織(コンプライアンス委員会・安全運航推進委員会・経営リスク委員会・災害対策委員会)がグループのリスク管理にあたり、重要な投資については、投資委員会がその審議にあたる体制としています。

・株主還元の方針

安定的配当方針は引き続き継続する計画ですが、2015年度と2016年度の構造改革の実施により、2016年度の配当は未定とさせていただき、グループの「安定性」の確保に注力する方針です。その後、事業環境の構造的変化を見極め、当社グループの収益力を回復させたうえで、当初の安定配当方針での株主還元を目指していく考えです。

(6) 重要な子会社の状況 (2016年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
川崎近海汽船株式会社	2,368百万円	(50.7)	海運業
ケイライン ロジスティックス株式会社	600 "	91.9	航空運送代理店業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 "	100.0	港湾運送業
太洋日本汽船株式会社	400 "	100.0	船舶管理業
日東物流株式会社	1,596 "	100.0	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 "	80.1	港湾運送業
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	3,387万米ドル	70.0	港湾運送業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 "	(100.0)	海運業
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	3,590 "	(100.0)	海運業
K LINE OFFSHORE AS	112,006万ノルウェークローネ	100.0	海運業
"K" LINE PTE LTD	4,113万米ドル	100.0	海運業
SAL Heavy Lift GmbH	15,545万ユーロ	(100.0)	海運業

- (注) 1. 出資比率欄の()内数値は、子会社保有の出資比率を含んでいます。
2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率50.7%は、他の子会社の出資比率3.1%を含んでいます。
3. "K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。
4. SAL Heavy Lift GmbHの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HEAVY LIFT (GERMANY) GmbHの出資によるものです。
5. K LINE OFFSHORE ASは、2015年9月に資本金を71,756万ノルウェークローネから112,006万ノルウェークローネに増資しました。

(7) 主要な拠点等 (2016年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 (飯野ビルディング)
本 店	神戸市中央区海岸通8番 (神港ビルデング)
名 古 屋 支 店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 (名古屋国際センタービル)
関 西 支 店	神戸市中央区栄町通一丁目2番7号 (大同生命神戸ビル)
海 外 駐 在 員 事 務 所	マニラ、ヤンゴン、デュバイ

② 子会社

会 社 名	所 在 地
川 崎 近 海 汽 船 株 式 会 社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、日立、大阪、北九州、日南
ケイライン ロジスティックス株式会社	東京、市川、名古屋、大阪
株式会社ダイトコーポレーション	東京、千葉、横浜
太 洋 日 本 汽 船 株 式 会 社	神戸、東京
日 東 物 流 株 式 会 社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北 海 運 輸 株 式 会 社	札幌、釧路、小樽、苫小牧、東京
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	米国
“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
K LINE OFFSHORE AS	ノルウェー
“K” LINE PTE LTD	シンガポール
SAL Heavy Lift GmbH	ドイツ

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、フィリピン、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、インド、豪州、アラブ首長国連邦、英国、ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、イタリア、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、トルコ、カナダ、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

(8) 従業員の状況（2016年3月31日現在）

セグメントの 名称	コンテナ船	不定期専用船	海洋資源開発 及び重量物船	その他	全社（共通）	合計
従業員数 (名)	5,656	662	225	1,228	326	8,097
前期末	5,427	637	226	1,232	312	7,834
前期末比増減	229	25	△1	△4	14	263

(注) 「全社（共通）」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(9) 船舶の状況 (2016年3月31日現在)

セグメントの名称			コンテナ船	不定期専用船				海洋資源開発 及び重量物船		合計
船種			コンテナ船	ドライバルク船	自動車船	液化天然 ガス輸送船 ・油槽船	近海船 ・内航船	オフショア 支援船	重量物船	
区分	所有	隻	7	68	39	28	20	7	13	182
		重量トン	460,448	7,782,546	583,109	2,890,833	212,066	32,481	138,192	12,099,675
	傭船	隻	61	199	63	13	30	0	2	368
		重量トン	3,973,613	21,443,995	1,031,282	1,692,399	374,552	0	19,926	28,535,767
合計		隻	68	267	102	41	50	7	15	550
		重量トン	4,434,061	29,226,541	1,614,391	4,583,232	586,618	32,481	158,118	40,635,442

(注) 所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されており、今後さらに当社グループに対する他の民事訴訟が提起される可能性もあります。これらの

調査及びこれに伴う一連の行政・刑事並びに民事上の手続きがいつ完了するのか、また、その結果として当社グループが課徴金、制裁金、罰金、損害賠償その他の法的責任の対象になるか否かについての確定的な予測は現時点では困難ですが、その結果によっては、当社グループの事業又は財政状態若しくは経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 会社の株式に関する事項（2016年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 939,382,298株
 (3) 株主数 43,216名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
ゴールドマンサックスインターナショナル	144,939	15.46
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド	93,824	10.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,081	4.06
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 川崎重工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	32,923	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,325	3.23
J F E スチール株式会社	28,174	3.00
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	22,894	2.44
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	20,049	2.13
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,107	2.03
株式会社みずほ銀行	18,688	1.99

（注）持株比率は自己株式（1,907,355株）を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等（2016年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
朝 倉 次 郎	取締役会長	
村 上 英 三	代表取締役社長（社長執行役員）	CEO（チーフエグゼクティブオフィサー）
鈴 木 俊 幸	代表取締役（専務執行役員）	コンテナ船事業部門、港湾事業管掌、内部監査担当補佐
青 木 宏 道	代表取締役（専務執行役員）	エネルギー資源輸送事業部門、自動車船事業部門、IR・広報管掌
山 内 剛	代表取締役（専務執行役員）	総務、法務、企業法務リスク・コンプライアンス統括、人事、経営企画、財務、経理管掌、CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）
鳥 山 幸 夫	取 締 役（常務執行役員）	経理、財務担当
中 川 豊	取 締 役（常務執行役員）	人事、物流事業、関連事業推進担当

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
数 中 三十二	取 締 役	外務省顧問、株式会社野村総合研究所顧問、立命館大学特別招聘教授、大阪大学特任教授、三菱電機株式会社社外取締役、株式会社小松製作所社外取締役、高砂熱学工業株式会社社外取締役
木 下 榮一郎	取 締 役	農林中央金庫経営管理委員、名古屋鉄道株式会社相談役
吉 田 圭 介	監 査 役 (常 勤)	
渡 邊 文 夫	監 査 役 (常 勤)	
重 田 晴 生	監 査 役	弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所 弁護士
林 敏 和	監 査 役	

- (注) 1. 取締役数中三十二氏及び木下榮一郎氏は、社外取締役です。なお、当社は両氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
2. 監査役渡邊文夫氏、重田晴生氏及び林敏和氏は、社外監査役です。なお、当社は重田晴生氏及び林敏和氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
3. 監査役渡邊文夫氏は、銀行において長年財務・経理業務に従事したことを通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役鳥住孝司氏は任期満了により、監査役堤則夫氏及び野口二郎氏は辞任により、2015年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しています。
5. 取締役数中三十二氏は、株式会社小松製作所の社外取締役です。当社は同社と業務上の取引がありますが、取引額は連結売上高の1%未満です。また、同氏は三菱電機株式会社及び高砂熱学工業株式会社の社外取締役ですが、当社と両社との間には、特別の関係はありません。
6. 取締役木下榮一郎氏は、農林中央金庫の経営管理委員です。当社は同金庫から借入（2016年3月末時点で当社連結総資産額の1%未満）を行っていますが、同氏が務める経営管理委員は融資の決定に関与していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しています。また、同氏は名古屋鉄道株式会社相談役ですが、当社と同社との間には、特別の関係はありません。
7. 監査役重田晴生氏は、弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所の弁護士です。同事務所は、当社と業務上の取引がありますが、当社依頼案件に同氏は関与していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2)	383百万円 (21)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	84 (49)

- (注) 1. 上記には、2015年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び辞任により退任した監査役2名に係る報酬が含まれています。
2. 取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の定時株主総会において月額60百万円以内と決議いただいています。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいています。

- ② 報酬等の決定に当たっての方針及び手続き
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、次のとおりです。
- ・業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
 - ・社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならない。かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。
 - ・取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とする。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続きは、次のとおりです。

- ・取締役の報酬は、報酬諮問委員会において上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し決議のうえ、取締役会に答申を行う。
- ・取締役会は答申を尊重して、株主総会の決議による報酬月額総額の範囲内において各取締役の報酬を決定する。

なお、報酬諮問委員会は全社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は社外取締役の委員から選出することとしています。

監査役の報酬は月例報酬のみであり、株主総会の決議による報酬月額総額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

(3) 社外役員に関する事項 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
数 中 三十二	社外取締役	当期開催の取締役会14回中12回に出席しました。長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
木 下 榮一郎	社外取締役	当期開催の取締役会14回すべてに出席しました。金融機関における長年の経歴に基づく豊富な金融知識と、長年の経営者としての経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
渡 邊 文 夫	社外監査役	当期開催の取締役会14回すべてに出席、監査役会19回すべてに出席しました。常勤監査役として業務監査及び会計監査の観点から適宜発言を行っています。
重 田 晴 生	社外監査役	当期開催の取締役会14回すべてに出席、監査役会19回すべてに出席しました。法学者としての専門的見地から適宜発言を行っています。
林 敏 和	社外監査役	2015年6月就任後に開催された取締役会11回すべてに出席、監査役会12回すべてに出席しました。経営者として培った専門的見地から適宜発言を行っています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができ旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である数中三十二氏及び木下榮一郎氏並びに全監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	401,214	流 動 負 債	245,623
現金及び預金	241,101	支払手形及び営業未払金	99,745
受取手形及び営業未収金	79,652	短 期 借 入 金	71,787
原材料及び貯蔵品	22,131	未 払 法 人 税 等	1,804
繰延及び前払費用	41,573	独占禁止法関連連損失引当金	5,223
繰延税金資産	856	賞 与 引 当 金	2,355
短期貸付金	3,083	役員賞与引当金	231
その他流動資産	13,413	その他流動負債	64,475
貸倒引当金	△597	固 定 負 債	489,686
固 定 資 産	714,009	社 債	62,565
有形固定資産	583,552	長期借入金	346,482
船	480,257	リース債務	36,981
建物及び構築物	18,571	再評価に係る繰延税金負債	1,874
機械装置及び運搬具	9,077	役員退職慰労引当金	1,643
土地	24,862	特別修繕引当金	12,064
建設仮勘定	47,238	退職給付に係る負債	7,747
その他有形固定資産	3,544	デリバティブ債務	11,962
無形固定資産	4,200	その他固定負債	8,365
のれん	43	負 債 合 計	735,309
その他無形固定資産	4,157	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	126,256	株 主 資 本	330,541
投資有価証券	70,896	資 本 本 金	75,457
長期貸付金	18,887	資 本 剰 余 金	60,297
退職給付に係る資産	585	利 益 剰 余 金	195,863
繰延税金資産	5,152	自 己 株 式	△1,077
その他長期資産	31,933	その他包括利益累計額	24,834
貸倒引当金	△1,199	その他有価証券評価差額金	6,485
資 産 合 計	1,115,223	繰延ヘッジ損益	4,752
		土地再評価差額金	6,266
		為替換算調整勘定	9,689
		退職給付に係る調整累計額	△2,359
		非支配株主持分	24,537
		純 資 産 合 計	379,913
		負 債 純 資 産 合 計	1,115,223

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高 海運業収益及びその他の営業収益		1,243,932
売上原価 海運業費用及びその他の営業費用		1,159,989
売上総利益		83,943
販売費及び一般管理費		74,515
営業利益		9,427
営業外収益		
受取利息	1,713	
受取配当金	2,823	
持分法による投資利益	3,587	
その他営業外収益	1,916	10,040
営業外費用		
支払利息	7,654	
為替差損	7,369	
その他営業外費用	1,105	16,129
経常利益		3,338
特別利益		
固定資産売却益	10,230	
投資有価証券売却益	6,318	
その他特別利益	998	17,547
特別損失		
投資有価証券評価損失	8,369	
減損損失	19,249	
傭船解約金	20,079	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	3,551	
その他特別損失	916	52,165
税金等調整前当期純損失(△)		△31,278
法人税、住民税及び事業税	5,941	
法人税等調整額	12,869	18,810
当期純損失(△)		△50,089
非支配株主に帰属する当期純利益		1,410
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△51,499

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松 本 要 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 植 木 貴 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(单位：百万円)

目 科		金 額	目 科		金 額
流 動 資 産 の 部	現金	305,710	流 動 負 債 の 部	現金	194,107
	預金	154,716		未払金	87,495
	有価証券	25,884		未払金	3
	貸倒引当金	3,596		未払金	378
	繰上金	16,348		未払金	58,328
	繰下金	34,696		未払金	1,179
	繰上金	30,220		未払金	21
	繰下金	1,719		未払金	184
	繰上金	29,637		未払金	52
	繰下金	9,284		未払金	19,783
固 有 資 産 の 部	△393	325,465	未払金	16,388	
	船舶	83,006	未払金	298	
	建物	64,221	未払金	5,223	
	構築物	3,573	未払金	535	
	機械	124	未払金	558	
	車両	164	未払金	3,676	
	器具	617	未払金	206,145	
	土地	338	未払金	62,565	
	建物	11,674	未払金	123,773	
	構築物	1,264	未払金	12,013	
機械	1,026	未払金	666		
車両	1,057	未払金	719		
器具	916	未払金	3,385		
土地	133	未払金	1,577		
建物	6	未払金	1,444		
構築物	241,401	未払金	400,253		
機械	26,316	未払金	210,463		
車両	87,903	未払金	75,457		
器具	1,836	未払金	60,302		
土地	23,788	未払金	60,302		
建物	6,119	未払金	75,730		
構築物	1,091	未払金	2,540		
機械	60,392	未払金	73,190		
車両	8,480	未払金	526		
器具	1,706	未払金	60,552		
土地	24,134	未払金	12,112		
建物	1,990	未払金	△1,027		
構築物	636	未払金	20,458		
機械	△2,996	未払金	5,195		
車両	631,175	未払金	11,450		
器具		未払金	3,812		
土地		未払金	230,922		
建物		未払金	631,175		
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地		未払金			
建物		未払金			
構築物		未払金			
機械		未払金			
車両		未払金			
器具		未払金			
土地					

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
海 運 業 収 益				800,441	
運賃			賃料	162,065	
その他の海運業収益				24,037	986,545
海 運 業 費 用				503,861	
運船航			費	9,450	
借船			費用	398,983	
その他の海運業費用				69,288	981,584
海 運 業 利 益					4,960
その他の事業収益				567	
その他の事業費用				318	
その他の事業利益					249
営業総利益					5,209
一般管理費					16,595
営業損失 (△)					△11,386
営業外収益				1,347	
受取配当金				27,837	
受取配当金				1,127	30,311
その他の営業外収益					
営業外費用				2,841	
支払利息				63	
社債替				3,957	
貸倒引当金繰入				70	
その他の営業外費用				1,056	7,988
経常利益					10,936
特別利益					
投資有価証券売却益				6,174	
その他の特別利益				1,018	7,192
特別損失					
備付金				20,398	
投資有価証券評価損				8,367	
独占禁止法関連損失引当金繰入額				3,551	
その他の特別損失				1,508	33,826
税引前当期純損失 (△)					△15,696
法人税、住民税及び事業税				△209	
法人税等調整額				12,147	11,938
当期純損失 (△)					△27,635

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 健 次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 要 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 聡 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 木 貴 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所及び船舶において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告の「企業集団の現況に関する事項」第10項に記載のとおり、当社グループは自動車等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっています。監査役会としては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを認識しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月13日

川崎汽船株式会社 監査役会

監査役（常勤） 吉 田 圭 介 ㊞

社外監査役（常勤） 渡 邊 文 夫 ㊞

社 外 監 査 役 重 田 晴 生 ㊞

社 外 監 査 役 林 敏 和 ㊞

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日 定時株主総会・期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

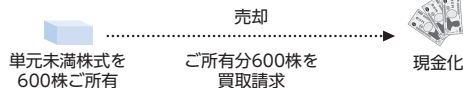
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式（1,000株に満たない株式）の買取請求・買増請求について

1,000株に満たない株式は市場での売買ができません。
当社では、その株式を買い取らせていただく「買取請求制度」と、株主様が不足する株式を買い増し、単元株式（1,000株）とする「買増請求制度」を導入しています。

買取請求制度（株主様が売却をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式（1株から999株）を株主様が当社に対して市場価格で買い取ることをご請求いただく制度です。



買増請求制度（株主様が購入をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式と合わせて1単元株式（1,000株）となるように、株主様が当社から不足分の株式を市場価格にて買い増すことをご請求いただく制度です。



なお、買取・買増請求の場合、当社所定の手数料が必要となります。また、中間及び期末などの基準日の権利確定日前一定期間並びにその他受付停止期間が設定された場合は、買取・買増請求の受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

イイノホール(飯野ビルディング4階)

交通

●東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」C4出口 直結

●東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩約5分

●東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」9番出口・1番出口 徒歩約3分

●都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」A7出口 徒歩約3分

●東急バス(東98)・都営バス(橋63)「経済産業省前バス停」徒歩約1分

●都営バス(都01)又は(渋88)「虎ノ門バス停」徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



飯野ビルディング
霞ヶ関駅 C4出口直結



紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。